

議会改革推進委員会 会議録

開催日	令和7年9月29日(月)
会議時間	午前9時59分 ~ 午前10時33分
開催場所	全員協議会室
出席委員等	[委員長] 平野 裕子 [副委員長] 敷根 文裕 [委員] 三谷 英継, 石井 昇, 密本 成章, 松島 梢, 徳永 由美子, 岡村 芳樹  [オブザーバー] 村田 穰史(議長)
欠席委員等	三井 義文
委員外委員	望月 庄子(副議長), 宇田 みおこ
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 三室 隆行 [書記] 里吉 奏子, 秋葉 昌輝
協議事項	(1) 令和9年改選後のタブレット端末の活用について (2) 行政報告に対する質疑について (3) 議場設備の更新及びデジタル化の推進について (4) 次回の日程について

【決定事項】

- (1) 令和9年改選後のタブレット端末の活用について  
答申案には、「佐倉市議会タブレット端末使用基準」と「タブレット端末及びシステム等の利用に関する要領」の見直しについて明記することとする。再度答申案を作成し、次回の委員会においてお示しする。
- (2) 行政報告に対する質疑について  
運用基準(案)に基づき、今後、運用基準を作成する。これまでの協議・決定事項について取りまとめ答申案とし、次回の委員会にてお示しする。
- (3) 議場設備の更新及びデジタル化の推進について  
当委員会の検討項目とする。事務局案について、意見があればあらかじめ提出してもらい、次回の委員会で協議することとする。
- (3) 次回の日程(協議内容)について  
令和7年10月20日(月) 午前10時30分～

【令和9年改選後のタブレット端末の活用について】

- (1) 答申案に対する意見  
佐倉市議会ではタブレット端末の導入に際して、「佐倉市議会タブレット端末使用基準」と「タブレット端末及びシステム等の利用に関する要領」を作成し、これに基づき運用している。  
この2つのルールは、タブレット端末の貸与を前提としていることから、令和9年の改選後に原則議員が所有する機器を活用するのであれば、見直しが必要。  
については、答申に際して、見直しに関する文言を入れていただきたい。

## (2) 事務局回答

事務局としても、運用方法の変更に併せて見直しが必要であると考え。今後、議員所有の機器を使用していく場合、MDM の使用ができないことから、危機管理（セキュリティー対策）に関する部分はしっかりと明記していく必要がある。使用基準及び要領の見直しができるよう事務を進めていく。

## (3) 方向性（次回協議事項）

再度答申案を作成し、次回の委員会においてお示しする。

### 【行政報告に対する質疑について】

#### (1) 意見集約・質疑

（委員） 発言者数の調整とあるが、何か基準等があるのか。

⇒事前に通告するので、同様の内容の質問があれば、議長が調整する場合もある。

#### (2) 方向性（次回協議事項）

これまでの協議・決定事項について取りまとめ答申案とし、次回の委員会にてお示しする。

### 【議場設備の更新及びデジタル化の推進について】

#### (1) 議長からの諮問事項

近年、議会映像の乱れにより議会を一時中断せざるを得ない事態が発生しており、今定例会においてもマイクのハウリングや異音など、音響面での不具合が多く見受けられる。安定した議会運営を確保するためにも、早急な設備更新が必要。

設備更新にあたっては、単なる機器の更新にとどまらず、本市議会のさらなるデジタル化を推進し、より開かれた議会となるようご検討いただきたい。

#### (2) 諮問に対する事務局説明

現在の議場の課題を、以下のように整理する。

- ・ 2階傍聴席での音声の聞き取りにくさ
- ・ 一般質問時の説明資料の資料表示が、ライブ中継・録画配信には提示ができない

これらの課題に対応するため、他自治体の先進事例を参考に以下の整備案を提案する。

##### ① 資料表示機能の追加

目的：市民にわかりやすい議会運営の実現

内容：本会議場のモニターに、議員の説明資料を表示できるようにシステムを改修。

ライブ中継・録画配信にも資料を表示できるように改修。

効果：市民の理解促進、議会の透明性向上に寄与。

懸案事項である、自身のHPへの誘導、防止策にもなり得るもの。

##### ② 字幕表示モニターの設置（24型程度×2台）

目的：誰もが参加しやすい「開かれた議会」の推進

内容：音声認識システム「アミボイス」を活用し、議場での発言をリアルタイムで字幕表示する。傍聴席の両端にモニターを設置し、発言内容をテキストで表示することで、聞き逃しや聞き取り困難な場面でも視覚的に内容を把握できる環境を整備。将来的にはライブ中継・録画配信にも字幕表示できるような整備も行う。

効果：聴覚障がい者や高齢者など、音声による情報取得が困難な方々に対して、視覚的な情

報保障を提供する取組。これは、障がい者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に該当し、自治体としての義務の履行にもつながる。

また、議会の情報発信力を高め、市民の理解促進と参加意識の向上にも寄与するもの。

なお、議場の設備更新は、不具合箇所を中心に整備する予定。特に以下の機器については、メーカーの修理対応が終了しており、継続使用が困難な状況。

■会議マイクユニット ■投票ユニット ■操作制御用PC

国の交付金の活用については、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の活用を検討している。

### (3)意見集約・質疑

(委員) 字幕モニターは、その場でAIにより翻訳するシステムなのか。

⇒ AIを使用し、リアルタイムでモニターに文字のみを表示する予定。

(委員) 資料表示機能の追加で、資料の提出が増えることが予想されるが、制限はあるのか。

⇒ 議会運営委員会申し合わせの規定に従い、これまでどおり運用する。

(委員) 議場設備の更新に係る費用はどのくらいか。

⇒ 現時点での見積り額は約2300万円。

(委員) 交付金の交付額はどのくらいか。

⇒ 2分の1が交付される予定。

(委員) 今後のスケジュールは。

⇒ 交付金関係の申請事務が、年度明けてからであり、実際に工事着工できるのは、次年度になる予定。

(委員) カメラの更新については、数を増やしたり、議席を同時に写せるようにする考えはあるか。

⇒ 台数を増やす予定はない。あくまでも、今ある機器の更新。

### (4)方向性(次回協議事項)

会派で意見をまとめていただき、事前に提出していただきたい。提出された意見を踏まえ次回の委員会で協議していきたい。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 平野 裕子